

本人調書

(この調書は、第18回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成8年(ワ)第10号

期日 平成12年5月26日午後1時30分

氏名 外川 正

年齢 昭和22年1月15日生

住所 盛岡市山岸一丁目二番四六号

宣誓その他の状況 裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

宣誓書

良心に従ってほんとうのことを申します。

知っていることをかくしたり、無いことを申したりなど決して致しません。

右のとおり誓います。

原告本人 外川 正 印

平成一二年五月二六日

速記録

事件番号 平成八年(ワ)第一〇号 原告本人氏名 外川 正

これはあなたの陳述書ですね。

はい、そうです。

あなたがお書きになって署名押印したということですね。

はい、そうです。そのとおりです。

この内容について訂正するところがございますか。

一箇所あります。

二七ページを見てください。その四行目の真ん中辺りに、平成六年一二月一九とありますが、これが、日が入るんですね。

はい、そうです。

それ以外に訂正するところありますか。

ないです。

作成日付が書かれてないんですが、これを作成した日はいつになりますか。

二〇〇〇年五月一八日、先週の木曜日です。

この陳述書に書かれていることは、事実をそのまま書いてあると、先ほど訂正した部分を除けば訂正するところはないと、こう聞いてよろしいですね。

はい、そのとおりです。

本件では、吉田真喜子さんという方と、それから阿部悦子さんという、この二人の方に対して先生が行った歯周治療用装置ないし暫間被覆冠という装置について、診療報酬が認められるべきかどうかなのか、言い換えれば、保険点数が算定されるべきかどうか争われている事件と、こういうことですね。

はい、そうです。

あなたがこのお二人に対して行った治療の経過や経緯については、昨年一月三日に行われた第一五回の口頭弁論で証言していらっしゃいますが、そのとおりですね。

はい、そのとおりです。

その口頭弁論の際のあなたがお答えになってる中で、補充ないしは訂正しておくべきところがありますでしょうか。

特にありません。

じゃ、私のほうから伺っていきますが、何箇所か訂正する箇所ございませんか。

訂正する箇所はあります。

一五回口頭弁論原告本人速記録を示す一二丁裏を見てください。その三行目から始まる質問のところなんですけど、重複しても結構ですから、九月六日のセットの目的はという質問で、あなたほそれに対して答えをしてますね。

はい。

これ、質問の九月六日、これは間違いですね。

そうです。

これは六月六日という質問としてあなたはお答えになってると、それでよろしいんですね。

はい。

それから、誤字脱字のようなものをちょっと訂正だけします。一五丁表を見てください。その終わりから三行目、下のほうに、右下八番のクランとありますが、これは。クラウンを作り直しますと。

(うなずく)

それから、一九丁表を見てください。四行目のところに、質問で、どういう方法で確認したんですかという質問があって、これに答えられて、やはり、歯周探針を用いまして、板面を擦過したり、補綴冠の中をなぞったりしてと、こう答えていらっしゃる。これは、訂正しなきゃいけないところがありますか。

ええ、あります。

どこですか。

補綴冠でなくて、ここは盲嚢、いわゆるポケットといいますけど。

補綴冠の中をなぞったりしてではなくて、盲嚢、ポケット。

はい。

言わば歯茎のことと聞いていいですか。

はい、そうです。

盲嚢、ポケットの中をなぞったりしてと、こう直さなきゃいけないということですよ。

ね。

はい、そうです。

それから、二二丁表を見てください。最初の質問に答えられて、医学的には全くうんぬんという答えをしてるところの三行目のところ、例えばで始まる場所がありますね。

はい。

例えば、軟化ゴジスとかって書いてますが、これは。軟化象牙質が、です。軟化象牙質がと、こう直せばいいですか。そうですね。次の、マーチンになってますね、これは。マージンです。マージン、こう直せばいいですか。

はい。

次のページも同じですね、マーチンというのをマージン、そう直せばいいですか。そうですね。

それから次の行、自分としては歯周疾患として思いたくないと、こう答えてますね。

はい。

ここも直す必要がありますか。

ええ。

歯周治療用装置として思いたくないというふうに。

歯周疾患とここではあなたはお答えになってるけれども、ここは歯周治療用ことですね。

はい、そうですね。

それから、二三丁裏を見てください。ここもあなたのお答えとは違うんだけれども、真ん中のところに、質問のところで、その隣の欄に初期ということとありますが、これは、初期治療のというふうな質問が正確だということによろしいですか。

そうですね。

大体前回の証言の中で訂正する場所としては、今お読みになっていただいたところでいいですか。

はい、よろしいです。

今訂正したところを除いて、第一五回の弁論で治療の経過や経緯についてお述べになったこと、これはもうこのとおり間違いないと、こう聞いてよろしいですね。

はい、よろしいです。

ところで、本件で問題となっている保険点数は、いわゆる算定告示といわれるものに基づいて算定されるということになっておりますね。

はい。

乙九号証を示す

厚生法規総覧の中の二枚目のところに、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)ということがあって、これが平成六年三月一六日厚生省告示として出されてる。

はい。

これがいわゆる算定告示といわれるものですね。

はい、そうです。

本件で問題となってる当時の保険点数の算定は、この告示に基づいて点数が付けられていたと、こう伺ってよろしいですか。

はい、そのとおりです。

本件で問題となってる歯周治療用装置についてですが、四六七ページを見てください。そこに1018、歯周治療用装置とありますね。

はい、あります。

ここに記載してあるとおり、被覆冠については五〇点、床義歯については七五〇点算定されますよと、こういうことですね。

はい、そうです。

ただ、注のところにありますように、治療計画書に基づく場合にのみ算定するんだと、こういうことになってたんですね。

はい。

また、今お示したこの算定告示を実際に運用する場合に、この算定告示の実施上の留意事項についての通知というものもございましたね。乙第一号証を示す保険発第25号と書かれた通知ですが、これがその先ほど言った通知ですね。

はい、そうです。

この二〇六ページを見てください。4、歯周治療用装置とありますね。

はい。

先ほどの算定告示を実施する上での留意点、注意事項が書かれてるわけで、ね。

はい。

ここに、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう。」と、こう書かれてありますね。

はい。

先ほどの算定告示並びに、今示したこの乙一号証を二五号通知と呼んでいきますが、この二五号通知によれば、歯周治療用装置として保険点数が算定されるためには、三つの要件が必要だということになってますね。

はい、そうです。

一つは治療計画書に基づくこと。

はい。

二つ目は、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に装着されること。

はい。

三つ目が、その装着の目的が、残存歯の保護と咬合の回復のために行われることと。

はい。

この三つの要件を満たす場合に、歯周治療用装置として、先ほどの告示で扱われていた点数が認められることになると、こういうことですね。

はい、そうです。

この三つの要件についてこれから一つずつ伺っていきますが、まず一つ目の治療計画書に基づくことという要件に関して今から伺っていきます。あなたは、吉田さん、阿部さん、お二人について、治療計画書を作成しておりますか。作成しております。

甲第六号証を示す

まず、吉田真喜子さんの関係ですが、甲第六号証の三枚目、下のほうに治療計画書というのがございますね。

はい。

これが、あなたが吉田さんに関して作成された治療計画書ということになりますね。

はい、そのとおりです。

この治療計画書を作成した日、これはいつになりますか。

十一月二〇日、平成五年ですね。

平成五年十一月二〇日、甲六号証の六枚目の十一月二〇日ですか。

はい、そうです。

の、どこを見れば分かりますか。

精密検査をやってますので、それに基づいて治療計画書を作ります。

で、十一月二〇日に作成したものということですか。

はい。

この治療計画書の記載から、どのような治療計画を立てたのかを、前にも答えてますから簡単でいいです、簡単に教えてください。

歯槽膿漏に対する治療は除石を行います。それから、前歯の根の治療が必要ということ。あと、奥歯のほうは何本か抜歯、あるいは根の治療をして冠をかぶせるということが計画書の中に盛り込まれております。

ここに除石とあって、それからRCTという記載もございますね。

はい。

簡単に言うと、RCTというのは何ですか。

根管治療です。

一応ここに書かれている除石と根管治療をまずやるよという計画がここで示されている。

はい。

更には、麻抜(まばつ)と読むんですか。

はい。

どういう意味ですか。

これは神経を取るということ。です。

そういうことも書かれてますね。

はい。

除石という治療計画に基づいて、その後、どのような治療が予定されてるかについては、陳述書であなたは述べていらっしゃるね。

はい。

第二〇号証を示す

三三ページのところに、除石に伴って行われることが予定されているものとして記載されていますね。

はい。

ここに書かれてるような、歯周組織検査から始まって、歯ブラシ指導、歯垢や歯石等の除去などの、ここに書かれている治療内容が予定されているんだと、そうなりますか。

はい、そうです。

それから同じように、RCTという根管治療という記載から、その後、予定されている治療の中身、内容としては、同じ甲第二〇号証の三四ページの最初のところから、古い冠の除去のところから始まって、ずっと結構長いですが、メンテナンスまで記載がしてありますね。

(うなずく)

これらの治療が予定されているんだと、こういうことになりましょうか。

はい、そのとおりです。

甲七号証を示す

三枚目を見てください。阿部悦子さんの場合ですが、ここに治療計画書というところがございますね。

はい。

これが記載されたのはいつか、先ほどと同じようにお答えいただけますか。

一二月一九日です。

平成六年一二月一九日、甲七号証の六枚目ですね。

(うなずく)

ここのどこから分かりますか。

六枚目の最初に精密検査と書いてあります。そこで分かります。

精密検査をして、治療計画を立てたと。それが一二月一九日のことであるということですか。

はい。

もう一度三枚目に戻りますが、ここにも除石、それからCrですか。Crです。それから下のほうにBrCrですか。これはPer(ペルー)、病名なんですけど、根管の中が……。

じゃ、一つずつ聞きましょう。除石は先ほどと同じですね。

はい、そうです。

Crというのは。

冠をかぶせるという意味ですね。

右下のほうに、これ読めないんだけど、何と書いてあるのかな。

Perって、感染根管という状態を示しています。

これは。これは、やはり同じですね。それから、左の下のほうに、何と言いましょうか、5, 6, 7の歯のところに矢印を結んだようなものがありますね、これはどういう意味ですか。

これはブリッジを意味します。

ブリッジを着けるということですか。

はい、そうです。

ブリッジの装着が予定されてると。

はい。

そうすると、除石と冠、クラウンを着けることと、ブリッジの装着が、これで予定されていることが分かると、こういうことですか。

そうです。

除石という記載から、その後、行われたろう治療の内容としては、先ほどの陳述書でもお述べになっているとおりですね。

はい。

ブリッジの装着の関係ではどうですか。

第二〇号証を示す

三五ページのところで、ブリッジの装着に伴って行われるものとして、その後の治療の手順が書かれていますね。

はい。

こういう治療が行われることが予定されているということによろしいですか。

はい、よろしいです。

いずれにしても、阿部さんにせよ、それから吉田真喜子さんにしても、除石だとかブリッジの装着、あるいは根管治療ということから、その治療の流れの中で歯周治療用装置が装着されることは予定されてるんだと、こういうことなんですか。

はい、そうです。

今示した甲六号証にせよ甲七号証にせよ、治療計画書の中の記載としては、歯周治療用装置という記載、それ自体は存在していませんね。

はい、そのとおりです。

あなたは、本件に至るまでの間にも同じ書式の治療計画書を使ってきてましたか。

はい、全く同じように作ってきました。

治療計画の記載の仕方としては、やはり同じように除石だとかRCTだとかクラウンだとかブリッジ装着だとか、そういう記号で記載してあったということですか。

はい、そうです。

そういう治療計画書の記載に基づいて歯周治療用装置を装着をしたというケース、事例、これもかなりありますか。

たくさんあります。

それらについては保険請求をしていますか。

請求しています。

本件に至るまでの間、その保険請求に対して、減点査定、請求を認めないという決定がされたことがありますか。

一度もありません。

歯周治療用装置ばかりではなくて、治療計画書に基づかないと保険点数が認められ

ない治療行為というのはほかにもございますね。

はい。

どういうのがありますか。

適応検査、精密検査など、いろいろあります。

あなたはこれまで、それらの歯周治療用装置以外で、治療計画書に基づく場合でなければ算定されない治療を行ってきたということは当然ありますね。

はい。

そして保険点数の請求もしてきましたね。

はい。

保険点数の請求が認められなかったことがこれまでありますか。

ありません。

一度もないですか。

はい、一度もないです。

そうすると、治療計画書に基づく場合に算定されるとされている治療の中で請求をして保険点数が認められなかったのは本件が初めてであると、こう聞いてよろしいですか。

はい、そのとおりです。

先ほど示した甲六号証、七号証の三枚目にある治療計画書、あの書式はどこが作成したのですか。

岩手県保険医協会が作成しました。

保険医協会というのはどういう組織ですか。

主に開業医が、組織でその生活を守ったりとか、あるいはお互いに助け合ったりとか、そういうような組織です。

開業医の方々、もう少し正確に言うと保険医の方々が相互に扶助し合ったり協力し合ったり、あるいはいろんな議論をしたりと、そういう集まりだと、こう聞いていいですか。

そのとおりです。

保険医の指定を受けてる方々の集まりですね。

そうですね。

すると、開業医の方々のほとんどすべてが加入されている組織と、こう聞いていいですか。

いえ、約半分ぐらいと言っていいと思います。

開業医の半数ぐらいが参加している組織ね。

はい。

そうしますと、保険医協会に加入されている方の中で、保険医協会が作成した治療計画書等の書式を使っている方、この方々はたくさんいるわけですね。

正確には分かりませんが、いると思います。

その保険医協会が作成した治療計画書の書式について、基金などから何かクレームが出たとか、書式として不十分だとか、そういうことがあったということは聞いた



ことがありますか。

聞いたことはありません。

甲第一二号証を示す

この中ほどに治療計画書という記載例がございますね。

はい。

そもそもこの書式はどこが作成したのですか。

これは岩手県歯科医師会が作りました。

岩手県歯科医師会作成の治療計画書の書式。

はい、そうです。

まあ、そればかりじゃないですけどもね。

(うなづく)

これはどのような記載をすることになるんですか、この治療計画書の記載の仕方としては。

この枠があるところに、・から・の数字を書き込むようになっております。

横に線が一本あって、縦に二本線がありますね。

はい。

全部で六つのブロックに分かれていますね。

はい。

この六つのブロックは、言わば、上と下の歯を六つにブロックに分けたと、こういうことでよろしいですか。

そうです。

それぞれのところに、下に・から・まで治療のことが書かれていますけども、それを書き入れていくということですか。

はい、そうです。

そうすると、岩手県歯科医師会が作成したこの書式では、この六つのブロックのところに・から・の記号をただ書き入れていくだけ、そういうふうになるのでしょうか。

そうです。

岩手の歯科医師さんの場合、相当の数の方々が、保険医協会の治療計画書の書式か、あるいは岩手県歯科医師会作成の書式か、どちらかを使っていると、こう聞いてよろしいでしょうか。

はい、よろしいです。

保険医協会が作成している治療計画書の書式にせよ、岩手県歯科医師会が作成している治療計画書の書式にせよ、歯周治療用装置の装着が予定されてる場合でも、それを書き入れるというような形にはなっていないと、こう聞いていいのでしょうか。

はい、そのとおりです。

甲第一四号証を示す

その二枚目を見てください。治療計画書の記載例がありますね。

はい。

この治療計画書の中に、歯周治療用装置の装着という記載はありますか。

ありません。

歯周治療用装置を装着する旨の記載はこの治療計画書の中にはない、書かれていない。

書かれてないです。

そういうことですね。

はい。

一番最後のページ、二一三ページと書かれてるところですが、診療報酬明細書と書いてありますね。

はい。

先ほどの事例についての診療報酬の明細書の記載ですね。

はい。

この中ほどに、被覆冠50x2として、一〇〇点という計算がされてますね。

はい。

この被覆冠というのは何ですか。歯周治療用装置。歯周治療用装置ですね。

はい。

五〇点を二つということですね。

はい。

すると、先ほどの治療計画書の事例では、歯周治療用装置を二つ施したということで保険の請求がされていると、こういうことになりますね。

はい、そうです。

もう一度二枚目の治療計画書に戻りますが、先ほど伺いましたが、この治療計画書自体の中には歯周治療用装置という記載はないんだと、こういうことでしたね。

はい、そうです。

では、この治療計画書の記載の中で、歯周治療用装置の装着が予定されてると、あるいはその治療計画書に書かれてる記載から、将来、この治療は、続けるとすれば当然歯周治療用装置の装着が予定されていると考えられるという記載がありますか。

あります。

どの記載になりますか。

向かって右の下にCr, Crとありますけれども、この部分と、それから向かって左の上のほうに、Bridge再とあります。この部分が、将来、歯周治療用装置が必要される場所です。

Cr、クラウンというのはさっきお述べになってましたが、冠を装着するということですか。

はい。

で、その治療に至る過程の中で歯周治療用装置の装着が予定されてると。

はい。Bridge再というのは何ですか。

ブリッジを再制作するという意味だと思います。

すると、ブリッジを外して、再びブリッジを装着する。

はい。

先生が治療していたブリッジの装着と同じですか。

そうですね。

この記載からも歯周治療用装置の装着が予定されてると考えられると、読み取れるということですね。

はい。

次に、歯周治療用装置について保険点数が認められる要件の二つ目、最終的な治療として歯冠修復、欠損補綴を行うまでの間に行われることという、この要件に関して伺っていきませんが、この要件は、最終的な治療としての歯冠修復ないし欠損補綴に着手するまでの間に行われた歯周治療用装置についてだけ保険点数を認めますよと、こういうことですね。

はい、そうです。

被告のほうでは、歯周治療用装置というのは歯周初期治療の段階で装着されるべきなんだと、こういう主張をしていらっしゃいますね。

はい。

先ほど示しました保険点数の算定告示ですとか二五号通知に、被告がというような、歯周治療の初期治療の段階で装着された場合だけ歯周治療用装置としての保険点数を認めますよという規定は置かれていますか。

そのような規定はありません。

治療の実際においてはどうですか。

実際においても、そのようなことはありません。

残存歯の保護だとか咬合の回復だとか、あるいは歯周治療を促進するという目的で必要な場合には、必要な段階で歯周治療用装置を装着するんだと、こういうことになるんでしょうか。

はい、そのとおりです。

乙第一八号証を示す

これは被告のほうから提出された歯周治療の流れのものですが、この一番右側の下のところに歯周治療用装置とありますね。

はい。

これが行われる段階については、一番最初の段階から一番最後の段階まで矢印が付いていますね。

はい、付いています。

これを見る限りは、歯周治療用装置というのは、歯周初期治療の段階だけで行われるということにはなってませんね。

はい、そのとおりです。

あらゆる段階で歯周治療用装置の装着が認められていると、こういうことですね。

はい。

乙第一九号証を示す

これも同じですね。

はい、そうです。

これを見ても、全く同じことが言えますね。

はい。

つまり、今示した乙一八、九号証からしても、歯周治療用装置は必要に応じて装着されるものであって、歯周治療の初期治療の段階でのみ装着されるものとはされていないということですね。

はい。

ところで、本件が問題となったときからもう大分時間がたっているわけですが、この間に歯周治療用装置についての保険点数を認める規定が変わりましたね。

変わりました。

算定告示が変わりましたね。

はい。

現在は、どういう場合に歯周治療用装置の保険点数が認められることになってますか。

歯周外科を行った場合に算定できるというふうになりました。

つまり、以前とは大幅に、歯周治療用装置が認められる場面というのが減らされて、歯周外科治療の段階で装着された歯周治療用装置についてだけ歯周治療用装置の保険点数が認められるようになったと、こういうことですね。

そのとおりです。

それ以前、歯周外科治療以前のこと、歯周初期治療も含みますけれども、その段階で装着されたものについては保険点数が認められないと、こういうことですね。

そのとおりです。

その事実は何を意味していますか。

歯周治療用装置は歯周初期治療の段階でしか装着しないというものではないと、あらゆる場面で装着することができるということです。それと、やはりそうであるけれども、歯周外科処置以後だけ算定できるというふうになったというふうに思います。

乙第一八号証を示す

歯周治療の流れの中で、本件が問題になったときは歯周治療用装置の装着に保険点数が認められるのは、最終治療の段階になるまでという、かなり広い範囲で認められてたわけですね。

はい。

で、実際の治療の流れからいっても、歯周治療用装置を装着する場面というのは、治療の初期の段階から終わりの段階まで使う場合があるんだということがこの乙一八号証から分かりますね。

はい、そうです。

今回告示が変更になったのは、この流れの中の真ん中より下のほうに、歯周外科治療という段階がございますね。

はい。

この段階で使われた歯周治療用装置、これだけが保険点数が認められるようになったと。

そうです。

かなり減縮されたということですね。

そうですね。

このことからいっても、歯周治療用装置の装着というのは何も初期治療の段階に限るものではないということが分かりますね。

はい。

ところで、歯冠修復とか欠損補綴というのは、どういう治療行為をいうんですか。まず、歯冠修復というのはどういう処置をいいますか。

歯冠修復というのは、歯に冠をかぶせるようにして、その歯の機能を回復することです。

欠損補綴というのは。

欠損補綴というのは、歯がない部分を補綴物で補ってあげて、そしてその歯のない部分の機能を回復することです。

算定告示ですとか二五号通知によりますと、そうした歯冠修復や欠損補綴に着手される以前に装着された歯周治療用装置についてのみ保険点数が認められるということになっていたんですね。

はい。

当時はね。

そうです。

歯冠修復に着手される前に、メタルコアの装着が行われることになりますか。

はい。

メタルコアとは何ですか。

メタルコアというのは、歯冠修復をするときに、歯の実質欠損が非常に大きい場合、それをかぶせるための土台のことをいいます。

先ほど、歯の実質欠損が激しい場合とおっしゃいましたが、歯を治療して行って、実際の歯の、簡単に言えば、歯の残りが少なく、その上に冠をかぶせただけでは安定しないというような場合に、その冠をきちんと装着するための文台、支える台として装着されるもの、これがメタルコアと、こう聞いていいですか。

はい、そのとおりです。

その文台として作られるメタルコアというのは、その上に装着される歯冠修復物とは全く別のものですか。

全く別なものです。

保険点数の上で、メタルコアの点数と歯冠修復物の点数とは、これは全く別に定められていますか。

別に定められています。

(以上渡部恵子)

乙第九号証を示す

四八〇ページを示します。左上のほうにM〇〇2とあって、そこに、支台築造と、こう書いてますね。

はい。

メタルコア一三〇点と。

はい。

注として、窩洞形成、印象採得、装着等の費用を含むものとする、と、こう書いてますね。

はい。

メタルコアの関係では、窩洞形成というのは、いわば穴を空けることですか。

そうですね。

そう考えでいいですか。

はい。

その次に印象を採得して、そしてメタルコアを装着する、そういう流れになる。

はい。

それすべてを含めて一三〇点ですよということですか。

そのとおりです。

メタルコアに関しては、ですから、Mの〇〇2のところで、窩洞形成から装着までの、印象採得を含んでね、までの保険点数が定められていると、こう聞いてよろしいですね。

はい。

その次に行われる歯冠修復の関係で、Mの〇〇3というところに印象採得とありますね。

はい。

この印象採得というのは、くどいようですが、メタルコアの印象採得とは当然違いますね。

違います。

これは何の印象採得です。

歯冠修復、あるいは欠損補綴のための印象採得です。

先程も聞きましたが、メタルコアの印象採得というのは、Mの〇〇2、ここに含まれるんですね。

はい、そうです。

Mの〇〇3の印象採得というのは、歯冠修復並びに欠損補綴のための印象採得であると、こういうことになりますね。

はい、そうです。

別な言い方をすれば、歯冠修復物の印象採得、あるいは欠損補綴物の印象採得を行ったときに、この点数が認められると。

はい、そうです。

右のほうに今度はMの〇〇5とあって、装着とありますね。

はい。

ここにも歯冠修復と欠損補綴と書いてますね。

はい。

歯冠修復物を装着した場合、欠損補綴物を装着した場合に、ここに書かれている保険点数が算定されると、こういうことですね。

そうです。

保険点数上、メタルコアの保険点数と、歯冠修復や欠損補綴の段階になって、印象採得から装着までの保険点数、これは全く別の点数が算定していると、こういうことになりますね。

そうです。

そうしますと、保険点数上、保険点数の算定上、メタルコアを印象採得し装着する段階と、歯冠修復物や欠損補綴物の印象採得から装着までの段階とは、明確に区別されているということになりますね。

そのとおりです。

あなたのお書きになった甲二〇号証の陳述書の一七ページ以下のところで、歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という、二五号通知の定めている歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という言葉の解釈について、あなたが述べていらっしゃるがありますね。

はい。

この点に関して伺っていきますが、あなたは、この中で、一八ページのところで、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間とは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで、こう考えるべきなんだと、こう述べていらっしゃるですね。

はい。

言い換えれば、最終的な治療の着手時点ですね、最終的な治療としての歯冠修復や欠損補綴の着手時点というのは、それらの歯冠修復物や欠損補綴物の印象採得が行われたときまで、こういう意味に考えなきゃいけないのだと、こういうことですね。

はい。

甲第一八号証を示す

これは、算定告示と、その二五号通知を一緒にした、歯科点数表の解釈ですね。

はい。

この三五四ページと書かれているところを見ますと、Mの〇〇〇として、補綴時診断料七〇点とありますね。

はい。

これが算定告示になりますね。

はい。

算定告示は、補綴時診断料として七〇点が認められている、よろしいですね。

はい。

この解釈に関する、平成六年三月一六日付けの保険発二五号という、いわゆる二五号通知では、この補綴時診断料をいつ算定するかという規定が置かれていますね。

はい。

どう規定されていますか。

補綴時診断料は、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、着手時点において一回限り算定できるものと規定されております。

つまり、補綴時診断料が算定される時点というのは、その欠損補綴等に着手した時点、欠損補綴の着手時点で補綴時診断料の算定が認められますと、こういうことです。

はい。

甲第一九号証を示す

これは日本歯科医師会雑誌からの抜粋ですが、左下のほうに東京都とあって、(1)として質問が寄せられてて、補綴時診断料は着手時点となっているが、印象採得を行った場合、最終時点で補綴時診断料を算定するのか、こういう質問が出されてます。

はい。

右にそれに対する回答が行われてますが、最初の印象採得時に、補綴時診断料を算定して差し支えない、これは東京都の見解なんですね。

これは東京都ではなくて厚生省。

厚生省の見解ですか。

はい。

最初の印象採得時、つまり補綴時診断料は着手時点に算定することになってるけれども、その時点というのは、最初に印象採得をした時点でいいんだよと、そういうことですね。

はい、そうです。

つまり、補綴物の印象採得を行ったときに補綴時診断料を請求していいんですと、こういう趣旨ですね。

はい。

もう一回言いますと、補綴時診断料の算定というのは、補綴物の着手時点で算定できるよ、こうされていて、補綴物の印象採得がなされた場合には、その時点で補綴時診断料を請求していいんだと、こういうことですから、言い換えれば、補綴物の印象採得が行われたときに補綴の着手時点だと、だから、その時点で補綴時診断料を請求していいんですよ、こういうことになりますね。

はい、そうです。

先生としては、補綴物についてはそういうことになってるんであるから、歯冠修復物についても、歯冠修復物の印象採得の時点が歯冠修復の着手時点と考えるべきであると、こういうことなんですね。

はい、そのとおりです。

先生が現実に行った治療をちょっと確認しますが、

甲第六号証を示す

吉田真喜子さんについてですけれども、甲六号証の一番最後のページを示します、



この上のほうは、一番最後から二枚目のまずページの下を見てもらうと、六月六日になってますけれども、平成七年六月六日ですから、一番最後のページの記載も六月六日の記載ですね。

はい、そうです。

これの中ほどよりちょっと上のところに、左側に2、1、1という歯の番号が書いてあって、そこに、歯周治療用装置と、五〇×三という記載がありますね。

はい。

この歯周治療用装置が、本件で争われている、問題となっている歯周治療用装置ですね。

そうです。

その下、六月二二日の欄を見てください。ここに、失PZ硬質レジン前装冠、C-インプレッション、imPと書いてますね。これはどういう意味ですか。

これは、失PZは、硬質レジン前装冠ための準備を、プレパレーションをして、形を整えたということです。CのimP、C-インプレッションというのは。

印象をしたという意味です。

ということは、硬質レジン前装冠を装着するための準備として、削るとかの行為をしたという上で、硬質レジン前装冠の印象を採得したということですか。

はい、そうです。

そうしますと、この硬質レジン前装冠は、次の六月二三日のところでセットと書いてますね、ここで装着されているんですね。

そのとおりです。

硬質レジン前装冠というのが、先程来あなたがお話になっている歯冠修復物と、こう聞いていいですか。

はい、そのとおりです。

歯冠修復のための冠、それが硬質レジン前装冠と。

はい。

もう一度確認しますが、先生は、六月六日に歯周治療用装置の装着をし、最終的な歯冠修復物である硬質レジン前装冠の印象を採得したのが六月一三日、そして六月二三日になって、硬質レジン前装冠を装着したと、こういう流れなんですね。

そうです。

先程の先生のお考え、見解からすれば、本件の歯周治療用装置は歯冠修復物で、硬質レジン前装冠を装着する一週間前に装着されているのだと、こういうことになりますね。

そのとおりです。

甲第七号証を示す

今度は阿部悦子さんの関係ですが、甲七号証の終わりから三枚目を示しますと、その下のほうに平成七年七月一九日とありますね。

はい。

終わりから四枚目を示します。この下のほうに七月四日という欄がありますね。

はい。

ページをめくっていただいて、次のページの、終わりからでいうと三枚目のページに移りますが、ここは七月四日からの記載の続きですね。

そうです。

ですから、七月四日に行われた治療がここに書いてあるわけですが、その上から四段目のところに歯周治療用装置と書いてますね。

はい。

これが本件で問題とされている歯周治療用装置の一つということですね。

はい、そうです。

七月一二日の欄、ここにも歯周治療用装置と出てきますね。

はい。

これも本件で問題とされている歯周治療用装置であると。

そうです。

よろしいですか。

(うなづく)

ですから、本件の歯周治療用装置が装着されたのは、平成七年七月四日と七月一二日のことであると、こうなりますね。

そうです。

その下に七月一九日の欄があって、次のページ、七月一九日の記載がそのまま続くわけですが、次のページを見ますと、上から三行目のところに、ワンピースブリッジCーインプレッションと書いてますね。

はい。

これはどういう意味ですか。

これはブリッジの印象をしたという意味です。

ブリッジの印象を採得した。

はい。

ブリッジというのは何ですか。

欠損補綴で、歯がないところの両隣の歯に冠をかぶせてそれをもたせる、欠損部分の補助的な。

欠損歯、欠損してる部分がある場合に、両方の歯にブリッジをかけて欠損の部分を補うと、簡単にいえばこういうことですか。

そうですね。

ですから、ブリッジというは、これは欠損補綴物ですね。

そうです。

最終的な治療としての欠損補綴物ですね。

はい、そのとおりです。

この七月一九日の時点で、ワンピースブリッジCーインプレッションの印象の採得をしたと。

はい。

そうしますと、補綴物としてのブリッジの印象を採得した、そういうことになりま  
すね。

そうです。

七月二八日の欄、ここを見ますと、二八日の上から五行目くらいのところに、ワン  
ピースブリッジセットと書いてますね。はい。

七月二七日に、先程印象を採得したブリッジをここで装着した、ということでは  
か。

そうです。

もう一度確認しますが、本件で問題となっている歯周治療用装置を装着したのが、  
一つは七月四日。

はい。

もう一つが七月一二日。

はい。

最終補綴物としてのブリッジの印象採得を行ったのが七月一九日。

はい。

そして、その最終補綴物であるブリッジをセットしたのが七月二八日、こうなりま  
すね。

そうです。

先程のお読みになっていた先生の見解によると、そうしますと、ブリッジの印象採  
得が行われたのが七月一九日ですから、そして本件の歯周治療用装置の装着が七月  
四日と七月一二日ですから、ブリッジの印象採得が行われる一週間ないし二週間、  
一五日前に、本件歯周治療用装置の装着がされていたんだと、そういうことになり  
ますね。

はい。

歯周治療用装置に保険点数が認められるための三つ目の要件が、咬合の回復を図り  
残存歯を保護するという、こういう目的で装着されることが必要とされてましたね。

はい。

先生が、本件で吉田さん、阿部さんについて、歯周治療用装置を装着した目的につ  
いては、陳述書で述べているとおりですね。

そのとおりです。

吉田さんに関しては甲二〇号証の二三ページのところで、阿部さんに関しては二六  
ページのところで、歯周治療用装置を装着した目的が書かれてますね。

はい。

そのとおりですね。

はい。

つまり、阿部さんについても、吉田さんについても、先生が歯周治療用装置を装着  
した理由、目的というのは、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎ、残存  
歯を保護するためだと、間違いはないですか。

はい、そうです。

更には、歯ブラシ効果だとか、マッサージ効果を高めるためであると、これも間違いないですか。

間違いないです。

本件では、歯周治療用装置なのか、暫間被覆冠なのかという言い方でも、問題が出されてましたね。

はい。

歯周治療用装置と暫間被覆冠というのは、どこが違うんですか。

両方とも、材質的にも、内容も、目的も、全く変わりません。

材質や形状においては何にも変わるところがない、よろしいですか。

はい、そのとおりです。

使用する目的にも異なるところはない、これでよろしいですか。

よろしいです。

両方全く同じものだと一応言えますね。

同じものです。

なぜ、二つの名前があるんですか。

それは、保険で新たに暫間被覆冠の一部が算定可能になって、それについての保険用語が当てられたということだと思います。

そうしますと、暫間被覆冠についても、歯周治療用装置についても、材質、形状、目的、何にも変わりはないと、同じだと、だからどちらも暫間冠なんですね、いわばね。

そうです。

暫間被覆冠のうち、P・型として保険点数が認められる暫間被覆冠のことを歯周治療用装置と呼んでいるに過ぎない、こうなりますか。

そのとおりです。

歯周治療用装置というのは、歯科医学的な用語ではなくて、単なる保険点数算定上の用語に過ぎないと、こう伺ってよろしいですか。

そのとおりです。

あなたは、歯科医学に関する用語集ですとか、辞典だとかを見たことがありますね。

はい、あります。

今回調べてみましたね。

はい。

手に入るものすべて見てみましたか。

すべて見ました。

その中で、歯周治療用装置という項、目、あるいは用語は掲載されておりましたか。

掲載されておりませんでした。

前回証言に立たれた鴨井先生は、本件では、先生が行った歯周治療用装置の装着から硬質レジン前装冠の装着までが一週間しかないんだと、従って、歯周治療の目的からいって疑問があるんだとおっしゃっていましたね。

この件について伺いますが、

甲第一七号証を示す

まず六〇二ページのところですが、右側の中程にテンポラリークラウンとあって、暫間被覆冠と書いてますね。

はい。

暫間被覆冠の説明がそこに出ていますね。

はい。

次のページ、六〇三ページ、左側の真ん中ややの上のところ見ますと、テンポラリークラウン、暫間被覆冠を使用する目的は、形成を終わった歯の保護と歯肉の治癒を目的とすることにある、こう書いてますね。

はい。

先程、先生は、暫間被覆冠と歯周治療用装置、目的でも差がないんだとおっしゃった。

はい。

いずれもいわば歯周治療の目的がある、こう聞いていいですね。

はい、そのとおりです。

甲一七号証で言っている、歯肉の治癒を促進することに暫間被覆冠の目的があると、こう言ってますが、暫間被覆冠の使用目的の一つに歯肉の治癒ということがある、これは間違いないですね。

間違いないです。

歯周治療用装置もそのとおりですね。

はい、そのとおりです。

歯肉の治癒というのはどういうことでしょうか。

歯肉に炎症とか歯周炎とか起こってるところに対して、暫間被覆冠をかぶせることによって、歯茎のマッサージ、あるいは、咬合の刺激とか、本来あるべき刺激とか、そういうのが伝わって、治療の積極的な助けにするということです。

ですから、暫間被覆冠と呼ぼうと、歯周治療用装置と、先程の先生のお話だと、歯周治療用装置は暫間被覆冠の一部についての保険用語だと、こういうことですがけれども、いずれにしても歯周治療の目的で行われるんだと、そういうことになりますね。はい。

その点では区別がないと。

はい。

先程ちょっと言いましたが、前回、鴨井先生が、歯周治療用装置の装着から最終の修復物の着手まで一週間しかないじゃないかと、だから歯周治療用装置の目的は果たせないんだ、こう証言していた点に関してですね、甲一七号証の先程のところの後に続いて、特に、テンポラリークラウンの装着後、修復物装着までの期間、着手じゃないです、修復物装着までの期間が長い場合は、できるだけ正確に適合することが要求されるとして、その期間が短い場合、つまり、暫間被覆冠の装着後、修復物装着までの期間が短い場合ということですね。

ええ。

これは、一週間程度の場合には、テンポラリークラウンを作るよりも、歯周包帯で保護するほうがはるかにいいんだという指摘がありますね。

はい。

ここで言っているのは、歯周治療用装置を装着した後、修復物の装着までの間が一週間程度というような場合は、あえて、歯周治療用装置を装着するんじゃなくて、歯周包帯で保護するほうがいいよという指摘ですね。

そうです。

逆に言えば、歯周治療用装置の装着から修復物の装着までの間が一週間以上で、そういう場合には、歯周治療用装置を装着するのは当然であるんだよという前提ですね。

そうです。

先生が吉田さんと阿部さんに行った、歯周治療用装置の装着と、修復物、ないしは歯冠修復物、ないしは補綴物の装着の期間がどれだけであったか、もう一度ちょっと確認だけしますが、先生が、先程示しましたから今言いますが、平成七年六月六日の歯周治療用装置を装着した。

はい。

そして、吉田さんについては、硬質レジン前装冠の装着が六月二三日ですね。

はい、そうです。

二週間、一七日間もありますね。

はい。

それから阿部さんについても、歯周治療用装置の装着が七月四日と七月二日ですね。

はい。

ワンピースブリッジの装着が七月二八ですね。

はい。

ですから、最終的な補綴物の装着をした七月二八日というのは、最初の歯周治療用装置を装着した七月四日から見ると二四日後、二度目の歯周治療用装置を装着した七月一二日からいうと一六日も後の話のことだと、こうなりますね。

そうです。

甲一七号証の指摘からいっても、鴨井先生が、前回、歯周治療用装置の装着から修復物の着手まで一週間しかないのに、歯周治療用装置を使うのはおかしいという証言、これは誤りだと言えますね。

そのとおりです。

また、鴨井先生は、前回、歯周治療用装置を一週間しか装着していないのは、その目的から見てもおかしいんだということも言っているらしいですね。

はい。

それから、鴨井先生の陳述書、乙二四号証ですが、この陳述書の中でも、歯周治療用装置は、一か月から数か月にわたっての、維持管理が要求されるんだという趣旨のことを述べていらっしやいますね。

はい。

そして、鴨井先生がそのように主張される根拠について私が前回質問したのに対して、鴨井先生は、デンマークの王立歯科大学がやったという研究事例を挙げられて、人口的に作った歯肉炎の改善に二、三週間もかかったのだと、だから、歯肉炎の改善のためには、一か月から数か月必要だという見解を述べられていましたね。

はい。

甲第一五号証、甲第一六号証を示す

甲一五号証、これが、鴨井先生が挙げられていたデンマークの王立大学の研究結果の論文ですね。

そうです。

そして、その主なる部分を訳したものの、その訳文が甲第一六号証ですね。

そうです。

これは、あなたの名前がここに最後のところに書かれてますが、訳したのは、あなた一人で訳したの。

いえ、私と翻訳士の大弓義孝さんと一緒に、助けを借りて訳しました。

翻訳士という資格をお持ちの方なんですか。

仕事が翻訳士。私の英語の論文の翻訳をしていただいたり、岩手医大とか岩手大学の先生方の翻訳、英語への翻訳を担当しております。

甲一六号証は、甲一五号の全文の訳ではないんですね。

そうですね、違います。

大事なところを訳したということになりましょうか。

はい。

甲一六号証の二ページの下から五行目のところに、結局、この実験は、細菌プラークの除去が歯肉炎を解消させるという臨床的経験を認証した、ちょっと難しい表現になってますが、口腔衛生を再開した後二三日のうちに、すべての被験者は、実験を開始前より更に健康的な歯肉を持つに至ったと、こういう記載、こういう訳がありますね。

はい。

甲一五号証でその部分というのが、一番最後から二枚目のページといいましょうか、ページ数ではページ一四と書いてあるところ、パー一八六と書いてあるところですが、その左の下のFinallyで始まる文章ありますね。

はい。

その下から二行目のところに、Within a fewdaysで始まる場所がありますね。

はい。

ここの箇所が先程の訳文に対応する場所ですね。

そうです。

ここをちょっと訳してください。

「オーラル ファイジーンプロセデュア」、これは、口腔衛生、手段ですね。

再開された。

再開された後、二、三日以内に。

次のところからは。

すべての被験者は、実験を始めたときより健康的な状態に、臨床的に健康な状態の歯肉になったということですね。

次のParticipants、これは被験者ですね。

被験者ですね。

実験の対象となった人たちですね。

そうですね。

ですから、口腔衛生が再開されて二週間以内に、すべての、あらゆる被験者が、その歯肉が、実験開始をする前よりも、健康的に、明らかに臨床的により健康的なものになったんだということですね。

そうです。

ですから、これは、実験をした結果、その実験の対象となったすべての被験者がこうだったという記載ですよ。

そうです。

間違いないですよ。

はい。

(以上三田和敏)

被告指定代理人(近藤)

甲第二〇号証の一三ページを示す

吉田さんに対する治療について順番に伺っていきませんが、真ん中あたりに、平成五年一月六日、初診時において適応検査等所定の検査を実施した、というふうに記載ございますね。

はい。

甲第六号証の六枚目を示す

今の一月六日の項目のところですけども、適応検査と記載がございますね。

はい。

点数と右のほうにあって、七〇プラス五〇という記載ございますね。

はい。

甲第六号証の二枚目を示す下のほうに適応検査は一月一三日というふうに記載があって、一月六日ではないんですけども、これは六日と一三日とどちらにされたわけですか。

これは六日が正確なんですけども、一三日にもプラークスコアを取ってるんですね。そして多分、それ書き間違ったというよりも、追加したんだと思いますけど。

そうすると、適応検査自体は、このカルテの一月六日の欄に記載があるんですが、この日に行われたということですか。プラークスコアも取ってるから、一三日にも一部やっておられるということですか。

そうですね。

適応検査とお書きになるのであれば、プラークスコアを取るのも、六日に記載のあ



る日におやりにならないといけないんじゃないんですか。

そのとおりです。

次に、吉田さんの精密検査のことについて伺いますけれども、精密検査は、このカルテの十一月二〇日のところを見ますと、精密検査という記載がございますね。

はい。

この日に行っておられるということですか。

そうです。

乙第二一号証を示す

歯科点数表の解釈という別冊の本ですけど、これの一五九ページ、これに(精密検査)という項目がございますね、右下のほうに。

はい。

これは精密検査は初診から一月を経過した場合であってうんぬんと書いてあると。

はい。

これ精密検査一月後に行うというふうに書いてあるんですが、先生の場合は、そうすると六日が初診ですから、二〇日ですから、二週間ぐらいですか。

はい。

ここに書いてある要件からすると、その要件には合わないということになりますか。

そうです。

これは先生、P・型の治療されたというふうな御主張になってるわけですが、ここに書いてあるような初診から一月後というのは、その手順に沿っておやりにならなくてもよろしいでしょうか。

それは当初、P・型が始まった時点では一月というのが厳格に守られてたんですけども、あまりにもP・型をやる歯科医師が少ないということで、歯科医師会と厚生省のほうでお互いに話し合っ、このへんについては厳格に一か月なくてもいいんじゃないかという同意ができたそうです。それが歯科医師会を通じて私たちのほうに伝わってきまして、私たちはそれに従って緩められた、一か月の場合もあるし、二週間の場合もあるし、人によってはいろいろということですよ。

それは歯科医師会とどこにおっしゃいました。

厚生省だと思います。

いつごろそういうような合意があったんですか。

それはちょっと正確には分らないですけど。

覚えておられない。

歯科医師会の講習会のときにそのように教わりました。

つまり、歯科点数表の解釈に書いてあるような運用を緩めるような運用が段々されるようになってきたというふうに伺ってよろしいんですか。

そうですね。

乙第二一号証の一六一ページを示す右側の下のほうに(10)という項目がございます、精密検査を行う際のプラークスコアの数値は二〇パーセントが原則であると。

はい。

アというところを見ると、初回の数値の二分の一以下を示す場合とかには動機付け等が十分であると判断すればいいという記載がございますよね。

はい。

甲第六号証の六枚目を示す

平成五年十一月三日の欄、プラークスコアは七六パーセントというふうに記載がございますね。

はい。

そうすると、さっきの要件からすると、二分の一という、三八パーセント以下になると精密検査を行っていいということになりますね。

はい。

甲第六号証の十一月二〇日の欄を見ると、一番下ですが、これ四四パーセントとプラークスコアの記載が二本線で消されて、三六というふうに訂正してございますね。

はい。

同じ甲第六号証の二枚目、下の欄も四四という記載が消されておりますね。

甲第六号証の三枚目の一番上もプラークスコアが四四から三六というふうになってますが、こういうふうに当初四四というふうにお書きになったの先生のほうで三六に訂正されたわけですか。

そうです。

どういふことからそういう訂正になったんでしょうか。

これは計画書を立てた時点で、立てるといふか、抜歯をする予定の歯も含めて計算したもんですから、それで四四パーセントになったんですけど、抜歯をする歯を除くと三六パーセントで、それで訂正になりました。

甲第六号証の三枚目ですが、歯数、歯の数も二五から二二に訂正になってますね。そうです。

抜歯予定の歯というのは何番と何番と何番ですか。

抜歯予定は、右下の七番、八番ですね。それから左下の七番、八番。

この治療計画書のExtですか、Extというふうに今おっしゃった歯が書いてあるんですが、これ左下の八番は最初からないんですか、この歯は。上のほうの表に×が付いてますけども。

これはですね……、どうでしょう、分からないですね。

じゃ結構ですが。そうすると、その抜歯予定の歯を除いて、プラークスコアを計算し直されると、四四じゃなくて三六になるということですか。

そうですね。最初気が付かないでそういうふうに単純に計算したんですけど、やっぱり抜歯する歯は除かなければならないということで除いたら、。そういうふうになりました。

これ、抜歯予定といっても、あくまで予定であって、プラークスコア取るときには存在はするわけですね。

そうですね。

そういう歯を除いて計算するというの、これは根拠があるんですか。

根拠というか…。

根拠といいますか、そういう歯も入れて勘定しなきゃいけないんじゃないじゃありませんか。そのへんはちょっと分からないですね。ただ、少なくとも、私は抜歯する歯については保存する気がないので、歯槽無漏の治療の対象にはしてないです。

プラークスコア取られるときも、いつも抜歯予定の歯があれば除いて計算しておられるということですか。

そうですね、それはもう、そのほうがいいと思いますけど。

次に阿部さんの治療についてちょっとお伺いしますが、

甲第二〇号証の一四ページを示す

真ん中の2という項目、平成六年二月七日に初診として来院されたと。

はい。

やはり適応検査等の所定の検査を実施されたとお書きになってますね。

はい。

甲第七号証の五枚目を示す

一二月七日の欄、これもやっぱり適応検査という記載がございますね。

はい、あります。

点数が算定されてますね。

はい。

これも、先ほどと同じようにプラークスコアが一二月一二日に記載されてるんですが。

はい。

適応検査は、結局どちらの日におやりになったんですか。

盲嚢測定等は七日の日に行ってます。プラークスコア以外の検査はですね。ポケットの測定ですか。そうですね。

プラークだけは一二日におやりになったということですか。

そうですね

その二回に分けておやりになってるような形なんですけど、点数は七日のほうに算定してしまって構わないんですか。

本当はよくないでしょうね。

じゃ、本来はその七日のほうでプラークスコアの測定も一遍にやってしまうべきだということになりますか。

ただ、歯ブラシ指導とか、そういうときに時間をかけてやるものですから、初診のときはなかなか一遍にはできないという事情があったので、算定の仕方としてはまずかったと思います。

先ほどの陳述書の中で、主尋問でも聞かれていますんで示しませんが、いわゆる、歯周治療用装置についての二五号通知の歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という要件がございますよね。

はい。

先生の御見解ですと、その歯冠修復等欠損補綴のための印象採得実施時点という意味に解すべきだと、こういう御見解というふうに伺ってよろしいですか。

はい。

甲第一八号証を示す

先ほども示されてましたけども、二枚目、補綴時診断料という説明がありまして、補綴時診断料はとあって、最後のほうに、着手時点において一回限り算定できるというふうな記載がございますけども、これには別段、印象採得時とかそういうことは書かれていないんですけれども、先ほど示されてた算定告示であるとか、あるいは二五号通知ですね、あの中にもその補綴時診断料を印象採得時に算定するということは記載は見当たらないんですが、先生のほうでそういうふうに理解される理由というのは、それはちょっと御説明いただけますか。

印象前に補綴時診断料を算定しますと、間違いなく減点査定されます。今まで全部そうされてますし、それから歯科医師会の説明でも保険課の説明でもそのようにされております。実際に文書になってるかというのと、私が探したところでは、歯科医師会のこの前、先に提示しました歯科医師会の雑誌に載ったのだけでした。

先ほども主尋問で聞かれてたんですが、ないところに義歯を入れるような、いわゆる欠損補綴ですか、それと、歯があるところを歯冠形成、つまり削って、上にかぶせるというのをちょっと分けて考える必要があるんじゃないかと思うんですが、例えば、入れ歯を作るような場合は、一番最初に行う処置というのは、これは正に印象採得ですよ。

……。

入れ歯を作る場合に、じゃ、印象採得より前に何かやる処置というのはございますか。

ええ、あります。

例えば、どういうものですか。

例えば、粘膜が炎症起こってたら、その粘膜を処理をしたりとか、あるいはバネの掛かる歯に対する歯槽膿漏の処置とか、あるいはバネの掛かる形態に調整、プレパレーションですけど、してあげるとか、あるいは、かみ合わせの調整とか、いろいろな処置があります。

ただ、歯を削ったりとか、いわゆる歯冠形成みたいな処置というのは全然考える余地がないですね、入れ歯の場合は。

歯のない人についてはそうですけども、部分入れ歯の人に関してはあります。

入れる前に処置を施してやるということがあるといことですか。

あります。歯のない人でも、粘膜の炎症とか老人についてはそういう処置を事前の処置をしていかなきゃならないし、あるいは、入れ歯で御飯が食べれない状態の人には仮歯とか、古い入れ歯を修理してあげたりとか、印象に至るまでにいろいろな処置はあります。

例えば、ブリッジとか前装冠なんか作る場合に、印象採得の前に、いわゆる歯冠形成といって歯を削るというようなことをやる場合がありますよね。

あります。

そういうときは、歯冠形成時が着手時点ということにはなりませんか。

それは聞いたことありません。

そういう場合でも、先生はそうすると、あくまで印象採得のときが着手時点だと。こういう御見解なんですか。

はい。

例えば、同じようなものでブリッジがありますけども、ブリッジの形成をして、そして補綴時診断料を算定はできないです。必ず印象しなければ、補綴時診断料は算定できません。

先生、例えばブリッジの場合に、歯冠形成だけ行って、翌月に例えば印象採得をやるというような場合もございますよね。

場合によってはあると思います。

こういうときに、ブリッジの形成だけでも補綴時診断料を認めてられませんか。

認めてないと思います。多分、減点査定されると思います。

先生、そういう請求の算定のされ方をされて、それで減点されたことございますか。ないです。

ない。

そういうことは、もうできないと思ってましたので。算定自体やってないということですか。

ええ、そうですね。

そうすると、この補綴時診断料というのは、そもそも入れ歯の場合を予定した記載じゃないんですか。

欠損補綴ですね、補綴時診断料はブリッジ、当然入ってます。

歯冠修復はどうなんですか。

歯冠修復は入ってないです。

そしたら、先生おっしゃる着手時点というのは、いわゆる欠損補綴についてのことをおっしゃってるということですか。

これについてはそうですね。

歯冠修復については、いつが着手時点とお考えになってますか、最終的な治療の着手時点。

この保険の言葉の使い方から考えて、やはり印象したときと僕は思います。

保険の言葉の使い方というのは、どの言葉の。

着手時点において、という言葉がありますので、それと、もう一つは、着手時点は印象のときであるというのがありましたので、そういうことから考えて、保険用語として、着手時点というのは印象したときだなという。

そういう御見解だということですか。

はい、そうですね。

甲第二〇号証の二〇ページを示す

メタルコアについての記述ですけれども、真ん中のあたりに、メタルコアは歯冠修

復物の土台となるもので、歯冠修復物ではないというふうな御見解ですね。

はい。

ですから、メタルコアの印象採得をもって最終的な治療というふうには見れないと、こういう御意見ですね。

はい。

メタルコアというのは、先ほどもちょっと聞かれてましたけど、何のためにこれ作るのでしょうか。

歯冠修復物をかぶせるための土台になるものです。歯冠修復物と根を連結するというんでしょうか、そういうものと思っていただければよろしいです。

確かに歯冠修復物そのものとは、素材とか、あるいはその点数算定の要件が違うということはあるにしても、結局は歯冠修復物をしっかりさせる土台ですよ。

そうですね。

そうすると、これは密接不離の関係にあるんじゃないんですか。

それは密接だと思えますけども、歯冠修復物は必ずメタルコアを入れるとは限らないんです。全くメタルコアを入れないでかぶせる歯冠修復物もありますので、それは同一とは全く言えない。

それは、例えば歯の欠損が小さいような場合ですか。

そうですね、生きてる歯に対しては、メタルコアを入れることは、まずほとんどないと思います。

私も疑問点なのは、つまり歯冠修復物の土台であって、一連の措置というふうに考えるのが自然じゃないかと思うんだけど、そこでメタルコアの印象採得とその歯冠修復物の作成ですか、それをあえて先生のほうが分けてお考えになるということの意味がちょっとよく分からないんですが。

原告代理人(佐々木)

質問が答えにくいんじゃないでしょうか。今の質問は、診療行為としての保険点数の上でのことなんですか。つまり、診療行為として治療は全部流れるものですから、一体と言えは一体なわけですよ、一連の行為なわけですよ。

被告指定代理人(近藤)

いや、今、ですから、最終的な歯冠修復、欠損補綴に着手されるまでの間という要件との関係で伺ってるわけです。

原告代理人(佐々木)

そうしますと、保険点数上の概念として聞いていらっしゃるんですか。治療行為ということではなくて。

被告指定代理人(近藤)

治療行為じゃなくて、その要件の解釈として。

原告代理人(佐々木)

そういう前提なそうですよ、治療行為として一連かどうかじゃなくて、保険点数上一連というのはどういうことですか。

被告指定代理人(近藤)

最終的な治療としての欠損補綴、又は歯冠修復、それを行うまでの間という要件があるんで、それをどう解するかということとの関係で伺ってるわけです。ですから先生は、それメタルコアの印象採得時を基準に考えられるという御意見なんですよ。

ちょっと質問の意味が、もうちょっと分かりやすく教えてくださいませんか。保険の要件でそういうのがあるかないかということなんですか。

先ほど来お尋ねしてると思うんですけど、じゃ、歯周治療用装置の算定の要件として、最終的な欠損補綴、歯冠修復を行うまでの間という要件があるのはよろしいですね。

もちろん、いいです。

私、今、伺ったのは、先生はそのメタルコアの印象採得のときを基準に最終的な治療としての歯冠修復に着手したかどうかというのを分けて考えられると。

原告代理人(佐々木)

そう言ってませんよ。

被告指定代理人(近藤)

違いますか。

ちょっと意味が分からない。

じゃ、どういうふうに考えられてるのか、そのところをおっしゃってみてください。

そのところというのは。

この陳述書の二〇ページの3、メタルコアの印象採得をもって最終的な治療としての歯冠修復の着手時点と見ることはできないと。

はい。

つまり、メタルコアの印象採得と、その後に行う歯冠修復物の作成ですか、それとは分けて考えられてるわけでしょう。

全然別の処置です。

その治療の段階が違うという。

ええ、違います。

そういうふうに、今のおっしゃったことに対して、私のほうでお聞きしたのは、結局、メタルコアといのは歯冠修復物の土台なんだから、そうすると、一連の措置で分けるというのは意味がありますかということです。

一連という意味が、例えば、初診のときに来ましたよね。そして歯石を取って、最終的に冠をかぶせますよね。それは一連ですよ。そういう意味では一連です。

それは最初から最後まで一連という御趣旨ですね。

それは初診、その患者さんが治療したのは全然別な人を治療してるわけじゃないんですから、全部計画書立ててやってるんですから、一連の治療の中でやってるわけですけども、ただ、その中にはたくさんのステップがあったり、処置があったり、違った歯石を取ったり、歯を削ったりとか、そういう別な処置がたくさん入ってくるわけですよ。そういう意味で違う処置だと私は言って、そういうふうに認識し

ておりますけど。一連だから一緒ということはないです。  
素材が違うからということが大きいんですか、理由としては。  
大きい小さいの問題ではないと思います。違う治療だから違うと言ってるだけで、全く別なものですから、まずメタルコアで御飯は食べれないですからね。メタルコアを入れておいて顔を見たら非常に皆さんびっくりしますよ、ドラキュラみたいな顔になって。

ちょっと違うこと聞きますんで、  
乙第二一号証の三四ページを示す

M002という項目見ると、メタルコアというのは、支台築造という項目の中に記載がされてますよね。

はい。

これを見ると、結局、メタルコアというのは第一二部の歯冠修復及び欠損補綴の項目の中に出てきますよね。

そうですね。

そういう意味では、この歯冠修復と欠損補綴というこの措置の一項目と、そういう位置付けなんではないんですか。

この本の中ではそうですね、別にその歯冠修復という項目がその中に別にありますので、私は違うと思います。

違うとお考えになってると。

はい。確かに項目としてはその一部ですよ。

結局、先生のお考えは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という要件の関係で、その歯冠修復については最終的な歯冠修復物を作るまでの間、欠損補綴については欠損補綴物の印象採得までの間というふうに解釈されるという御意見なんですか。

はい、そうです。

そうすると、歯周治療用装置の装着の時期との関係で言うと、あなたのおっしゃるような歯冠修復物の作成とか欠損補綴物の印象採得に着手する前であれば、その时期的な制限というのは全くないと、こういうことになるわけですね。

規則ではそうなっていると認識してました。

規則ではというと。

規則というのは、算定要件ですか、にはそういうふう書いてあったと思います。今の措置に着手する前であれば、その直前に付けても構わないということになりますか。

……直前というのはどういう、例えば一か月とか二か月も前でしょうか。それとも数分前とか。

極端な話ししたら、それこそ二、三日前でもいいんですか。

それは規則上はいいことだと思いますけど。

規則上はいいけれども、治療上はまずいということですか、そうすると。

そのへんははっきりと分かりませんです。実際そういう場面というのは僕の場合あ



まりないんで。

ところであなた、治療期間について、鴨井先生が前回デンマークの実験例を引かれてお話になったことについて、陳述書の中で御批判をされてますけれども、鴨井先生の話というのは、歯肉炎についての実験例だということはよろしいですね。

そうですね。

歯周炎とか歯周疾患の治療期間の話というのは、あれとはまた別の話だということではよろしいですか。

鴨井先生の引用したのがあの論文であって、それが私は当たらないということ言っただけで、その引用したことと、それから主張したことと、全くつながらないということをお前は主張したのであって、鴨井先生の批判をしたと、そういう認識はあんまり持ってませんでした。

今おっしゃったつながらないというのは、どういういみなんですか、もう少し具体的に。

歯肉炎の治療に三、四週間かかるというのと、それからあの論文の内容が合っていないということですね。

あなたの読み方だと、あれは二、三日で治ると書いてあるんで、二、三週間とは書いてないよということですか。

そうですね。

ところで、本件で問題となっているのは、歯肉炎じゃなくて、歯周炎、歯周疾患の治療ですよ。

……。

だって先生、P・型の治療をおやりになったということで点数算定の問題になってるんでしょ。

歯周炎と歯肉炎とは、その程度の違いで、確かに初診の段階は歯周炎でしょうけども、治りかけてきたら歯肉炎になると。あるいは、長期間放っておけば歯周炎になると、そういうもんだと思います。ですから、全く違う病気というふうには僕は認識はしてないです。

ところで、じゃ先生は、歯周疾患ですね、治療始めてから、大体、改善傾向が見られるまでの期間というのは、どれぐらいというふうにお考えになってるんでしょうか。

全く患者さん次第というか、その患者さんの状態でそれぞれだと思います。

それは長くかかる人と比較的短くて治る人というふうなところを思うんですが、大体どれぐらいからどれぐらいというふうにおっしゃれます。

それこそ、その人の患者さんの口の状態によってそれぞれ説明してます。

前回鴨井先生の御証言だと、一か月ぐらいはかかるんじゃないかというふうにおっしゃってましたよね。その御証言についてはどうなんですか、先生のほうの認識は。それこそいろいろだと思います。それこそ何年もかかる人もいれば、非常に頑張ってくれた患者さんで二、三週間で終わる人もいますし、本当にその患者さん次第、あるいはその病気の状態、進行状態によってまちまちと言えらると思います。鴨井先

生がむしろ一か月以上とか、そういう期限を切るというのはちょっと耳を疑ったんですけど、そういう種類の病気ではないと思います。

いや、私は最低一か月から数か月というふうな御趣旨かなと伺ったんですけども。

原告代理人(佐々木)

質問の意味は、それは歯周治療始めてから一月とか何とかとおっしゃってるんですか。

被告指定代理人(近藤)

そうです。

原告代理人(佐々木)

歯周治療用装置を装着してから一月うんぬんと言ってるんじゃないんですね。あくまで治療開始からですよ。

被告指定代理人(近藤)。

はい。

分かりました。私もちょっと勘違いしておりました。それはそうだと思います、一か月以上かかる場合が非常に多いと思います。

(以上 藤澤典子)

それじゃ、もう一度、吉田さんと阿部さんに対するあなたの治療に関連して若干お尋ねしますけれども。

甲第二〇号証の二二ページを示す

これによると、七年六月六日に、後ろから四行目ですけど、右上一二番及び左上の歯牙について被覆冠を装着したと、これが、あなたが歯周治療用装置として点数算定されて被覆冠ということによろしいですね。

はい、そうです。

この間、あなたの本人尋問のときに、この被覆冠を装着した理由について、七年六月六日の時点で、吉田さんの歯肉の状態が、まだ出血しやすい状態だったというようなことをおっしゃってるんですが、それは覚えておられますか。

はい、覚えてます。

出血しやすい状態というのは、病名でいうと、これは歯周炎の状態なんですか、何の状態なんですか。

歯肉の炎症でそのような状態になります。

その歯肉の炎症というのは歯肉炎ではないんですか。

歯肉炎もありますし、歯槽膿漏ですか、歯周症の場合もありますし、どちらもありません。

このときの吉田さんの状態は。

相当、初診のときからずっと治療してるので、相当、歯周症とは言えないような状況にもう入ってると思います。

最初は歯周症だったのが、大分良くなってはきてるけれどもまだ問題があると、こういう意味ですか。

そうですね。

このときのカルテですけど、

甲第六号証を示す

この間もちょっとお聞きしたんですけれども、六月六日の記載ですけれども、これは、甲六号証の最後のページの上のほうの欄に、発赤改善、腫脹改善、排膿改善と、全部改善に丸がついてますよね。

はい。

歯肉の状態に問題があって、歯周治療用装置をつけられたということであれば、その出血あったとか、まだ歯肉に問題があるというようなことを、カルテにお書きになってもしかるべきじゃないかと思うんですが、これはどうしてお書きにならなかったんでしょうか。

そうですね……。

むしろ、全部改善のところに丸がついてるから、このときにはもう相当いい状態なのかなと見たら思いますよね。

ええ。歯槽膿漏、歯周症としては改善してるんですけれども、ごく一部に出血しやすいとてろがあったということで、確かに、なぜ書かなかったのかと言われれば、確かに不備は不備ですけれども、そうですね、ちゃんと書いておくべきだったとは思いますが。

先生、この段階だと、歯周症が治ってきて、歯肉炎の状態にもうなったという一部に炎症が残ってたということでもいいんですか。一部に炎症が残っていたと、出血しやすい状態になってたということです。

この後、一週間後の六月一三日にメタルコアのセットに入ってるわけですよ。

はい。

一三日の段階では、おっしゃるような、歯肉の炎症というのはもう治ってたわけですか。

そうですね。出血しやすい状態はもう改善しておりました。

先生、歯周治療用装置というものが、いわゆる歯周疾患の治療のためのものだとそういうことについては異論はないわけですね。

ええ、もちろんそうです。

一週間ぐらいで治るくらいの炎症というのは、もう、それは、歯周炎というよりは、歯肉炎のほうの状態に近くなってるというんてあれば、あえて、この段階で、歯周治療用装置をつける必要もないんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

それは明らかな間違いですね。

どういうふう間違いですか。

まず、歯根膜の廃用性萎縮というのは、一日か二日くらいで進行するというか、始まるというふうには論文なんかでは言われておりますし、あと、まず、前歯に何もかぶせない、仮歯というか、歯周治療用装置をつけないで帰すというのは、患者さんが納得してくれないですよ。それと、歯槽膿漏の治療の途中というのは、どうしても歯茎が敏感になってますので、やはり、積極的な歯周治療用装置を入れて治療

していく必要があるとは思いますが。

今お答えがあった中で、患者さんが納得してくれないというのは、そこに何もがぶせないまんまお帰ししたら、例えば女性の患者さんなんか、見栄えが悪いだとか、そういう御趣旨ですか。

もちろんそれもありますね。

結局、前回鴨井先生おっしゃってたんですけれども、むしろ、この段階で入れるのは、歯周治療の目的というよりは、そういう審美性のほうに重点があるんじゃないかというふうにおっしゃってたんですけど、それと相通ずるといことになりませんか。

もちろん審美性があります。目的の一つに当然あります。ただ、それがすべてではないです。

次に阿部さんに対する処置について伺いますけれども、あなたは、陳述書はあえて示しませんけれども、平成七年七月四日に、本件で問題になっている被覆冠を装着されてますよね。

はい。

それで、その理由について、陳述書のほうで触れておられるんですが、右上六番の歯について古い冠を切断除去したと、齲蝕処置をして、象牙質の露出による疼痛とか感染防止のために、それだけじゃないですけど、一つの理由として、被覆冠を装着したというふうに書かれてますよね。

はい。

象牙質の露出による疼痛とか感染防止というのは、これは歯の治療であって、歯肉とか歯周の治療というのとは関係がないんじゃないんでしょうか。

そうですね。歯の治療です。

このことが、歯周治療用装置をつけた目的ということではないんですか。

それだけではありません。きちんとした歯の形態を整えてあげることによって、歯ブラシがやりやすくなったりとか、あみいは、食べ物によるマッサージ効果とか、そういうことを期待する意味もあります。

七月四日の時点で、咬合の回復と残存歯の保護のために、歯周治療用装置をつけたというようなこととお書きになっているんですが、このときの阿部さんの歯肉の状態というのはどういう状態だったんでしょうか。

やはり、一部炎症があって、出血しやすい状態でした。

それは、従前、先生のほうで、右上四番ないし六番の古い冠を外したところ、発赤箇所が見付かったというようなこととおっしゃってるんですが、今お答えになったのは、その古い冠の陰に隠れていた炎症箇所のことをおっしゃっているわけですか。そうです。

その発赤というのは、それはどういう状態の歯周炎の状態なんですか、それともそれとは別の炎症なんですか。

歯肉の炎症です。

歯肉炎とは違うんですか。

歯肉炎ですね、そうです。

歯肉炎であらば、それは、別に、しばらく何もしないでほっておけば、自然にそれは治るんじゃないでしょうか。

原因を除去してあげれば、それは言えるかもしれませんが。例えば歯石を取ったりとかですね。ただ、この歯については、もう一つ重要な問題があって、歯の形をしてないわけです、本来の。ですから、本来の歯の形に回復してあげれば、それはほっといても治るかもしれませんがけれども、そのためには、やっぱり歯周治療用装置を入れる必要があると思います。それから、咬合もしなければ、やっぱり歯周組織に悪い影響を与えますので、それを回復してあげなければならないと。

この発赤というのは、歯肉炎であって、歯周炎ではないけれども、それでも歯周治療用装置をつける必要があったと、こういうふうには伺っていいですか。

そうですね。歯槽膿漏症だった人の治療、最終的な治療までいくにはですね、やっぱり、そういう、歯のかめれないとか、本来の形態をしてないとか、そういうような状況は、極力なくしてあげなければならないものだと思います。

ところで、こういう古い冠に炎症箇所が隠れているというのは、結構よくあることですよ。

ええ、結構あります。

例えば、もっと、適応検査とか、そういうところで検査をやるわけですから、そういうような古い冠の陰の炎症箇所とかは、まさに、早期の段階で、それはもう簡単に発見できるものじゃないんでしょうか。

それは、一概にそうとは言えませんし、やっぱり、たとえ発見したからといって、その冠を外さなければ、やっぱり治ってくれないという部分もあります。それから、確かに、削ればいいじゃないかと言いますけれども、冠を外さないで縁の部分の削るといのは、よほど技術の優れた人でないと、一般の歯医者ではそこまではやらないように思います。私はちょっと無理、できません。

阿部さんのケースでは、適応検査の段階でもこの発赤箇所を発見するのは難しかったと、こういうふうには伺っていいですか。

そうですね。

治療計画書についてお尋ねしますがけれども、あなた、陳述層の中で、先程、主尋問で聞かれてましたけれども、治療計画書の、例えば除石とかね、RCTという記載には、これらに伴う措置も全部含んでいるというふうにおっしゃっておられますよね。

はい。

それで、これらに伴う措置というのは、歯周治療用装置も含む趣旨ということですよ。よろしいわけです。

はい、そうです。

ただ、除石とか、根管治療ですね、RCT、こういうのをやったからといって、常に歯周治療用装置を装着するわけではないですよ。

除石と、クラウンですか。

RCT。

RCTの場合は必ず出てきます。

必ずというのは。

歯周治療用装置というのは、ないというのはあり得ないです。

必ず予定されるということですか。

予定されてます。

というのは、根の治療すれば、まず、間違いなく冠をかぶせることになりますので、その冠をかぶせる途中に必ずそういうものは必要になってきます。

歯周の治療という目的からすると、根の治療の必要はあったけれども、別に歯周疾患の治療の必要はないから、歯周治療用装置は要らないというケースは考えられないんですか。

どうでしょう……少なくとも、歯槽膿漏がある患者さんに根の治療して冠をかぶせるという治療の途中には、いつかはそういうものが必要になっていくと思いますけれども。

あと、例えばメタルコアなんかも、当然に予定されてる措置の一つだというふうにお書きになっているようですが、例えば、歯の欠損が大きくないようなときというのは、RCTはやるけれども、メタルコアはやらないという場合もあるんじゃないでしょうか。

……あまりないですね。根の治療するというのは相当深い虫歯なので、実質欠損が小さい虫歯に対しての治療というのはあり得ないわけですから、ほとんどメタルコアは。それからもう一つ、根の治療というのは、神経のない歯ですので、どうしても歯自体がもろくなっています。その歯を補強する目的もメタルコアにはありますので、メタルコアを全然入れないで冠をかぶせるというのは、まず、やってできないことはないんでしょうけれども、あまりお勧めできないというか。

あなた、例のデンタルダイヤモンドの症例を挙げて、その治療計画書の関係で先程御証言されてましたが、

甲第一四号証を示す

二枚目、これ治療計画書とあって、この中には、先程も聞かれたように、歯周治療用装置というような記載は出てこないということですよ。

はい。

それで、確かに、おっしゃるようにこの中にはそういう記載ないんですけどもこの甲一四の二〇六ページのほうを見ると、これカルテの記載ですけども、一番右の欄の真ん中辺りに三か月目というのがあるって、真ん中の欄の下のほうを見ていくと、「精密検査別表」とか、「治療計画書作成別表」というような記載があって、真ん中の療法・処置という欄の一番下に、早い時期に、左下五番、六番という意味でしょうけれども、歯冠修復、それまで被覆冠を入れておくというような記載がありますよね。

はい。

これ見ると、確かに、当初の治療計画書には記載がないんだけど、カルテ本体

のほうにあって、そういう歯周治療用装置を予定して、その記載がしているんじゃないかと思われかもしれませんが、それはそうですね。

そうですね。

外川先生の吉田さんとか阿部さんのカルテには、カルテの本体のほうにそういう記載はなさってますか。

してません。

この例とはちょっと同列には論じられないんじゃないんでしょうか。

ただ、治療計画書に書いてあるか書いてないかということも議論されたので、そういう、治療計画書に書かない場合もあるということで例を出したので、ただ、そのカルテ本体に書いてあるというのは、確かにそうでしょうけれども、少なくとも治療計画書には書いてないことは確かです。

この症例もということですね。

はい。そういうことであれしました。

(以上 三田和敏)

暫間被覆冠と歯周治療用装置の区別のことについてお伺いしますけれども、先生の御見解だと、結局、暫間被覆冠と歯周治療用装置というのは、その素材とか着ける目的とか、それは全部同じだということになるわけですか。

同じです。

それにもかかわらず、その歯周治療用装置というものがP・型の点数が認められるというのは、それは、いわゆるその暫間被覆冠と、それとどういう区別があるわけですか。

区別がない。

区別がないけれども、歯周治療用装置として認められたときには高い点数が認められるというのは、同じものであれば、そういうふうに扱いが違えるのはどうしてなんですか。

それは私には分かりません。

それは保険のルールでそういうふうに決めてるんで、先生の関知されることじゃないと、こういうことですか。

私が決めたわけじゃないので。

甲第一七号証を示す

最後に一点だけお聞きしますけれども、シュルーガーの最新歯周治療学という本の日本文、六〇三ページ、この中で、そのテンポラリークラウンというものについて言及してて、六〇三ページの左段の四行目、「テンポラリークラウンを使用する名目的は、形成を終わった歯の保護と歯肉の治癒を促進することにある」と。この歯肉の治癒ということの意味を、先生は、歯周病とか歯周疾患の治癒という意味で使われてるんだと、こういうふうに理解されるわけですか。

ええ、もちろんそのとおりです。

前のページを見ると、六〇二ページですけども、印象採得という項目があって、三行目から見ると、「軽率な圧排操作は歯肉を損傷し、歯肉退縮などの不可逆的変

化をもたらすことがことが多い。しかし、クラウン形成や印象採得時に十分注意すれば、小さな損傷は避けられないとしても、不可逆的変化までは起こさず数日以内に治癒する」というような記載があって、これ前後の文脈で見ると、つまりクラウン形成とか印象採得なんかのときに、歯を削ったりしたときに歯肉を傷つけたりというようなことがあるんで、そのへんの保護とか治癒とかそういう文脈で、これ先ほどお示しした歯肉の治癒という、言葉が使われてるんじゃないかなと思うんですが、それは違いますか。

これは歯周疾患の治療のための教科書なんで、補綴の教科書ではありませんので、飽くまでも、その歯周疾患の治療のための内容です、これは。ですから私はそのように取りましたけど。

この本の前後の箇所がないんでよく分からないんですけども、六〇二ページだと、印象採得というような表題があったり、あとは六〇三ページだと、修復物の仕上げとか修復物の形態と歯周組織の健康というような表題があったりしますよね。

はい。

そうすると、こういうところから見ていくと、私申し上げたような、例えば最終的なクラウンの形成とか、あるいは印象採得のときに歯茎を傷つけたりしないように気を付けると、そういう関係での歯肉の治癒というのもそういう意味で用いられてるのかなと。そうすると、歯周病の治療というか、そういうのとちょっと意味が違うんじゃないかなと思うんですが、そういう理解は間違いですか。

もし歯周病に一切関係なしに書かれてるとしたら、それは補綴の教科書にそういうような書き方がされてると思います。これは、飽くまでも歯周疾患の治療のための教科書ですから、当然その中に含まれてるのは。そうすると、こういう補綴行為というのは歯周疾患と非常に密接に関係あるので、当然こういうのは触れざるを得ないんだと思いますけど。

原告代理人(佐々木)

被告のほうでは、本件の歯周治療用装置が、メタルコアの印象を採得した後、その時点以降、同じ日なんですかね、に歯周治療用装置の装着をされてるのではないかと。したがって、メタルコアの印象採得がされている以上、もう最終段階としての歯冠修復の段階に入ってるじゃないかと、こういう主張をしていますね。

はい、そうです。

それから更には、本件の歯周治療用装置はメタルコアの所定点数に含まれるはずだと、こういう主張をしていらっしゃるんですけど、被告のほうね。

はい。

甲第一四号証を示す

これは先ほども示して、治療計画書に歯周治療用装置の記載がないけれども、歯周治療用装置50x2で保険点数の請求してるケースとしてさっきお聞きしたのですが、この二二ページですが、何月かちょっと分かりませんが、一〇日の欄に、メタルコアのための形成impとありますね。

(うなずく)



メタルコアの印象採得を一〇日にしてるんですね。

……。そうってますね。

はい、そうですね。

一八日の欄、ここでメタルコアの s e t というのがありますね。

ええ。

メタルコア、支台をここで入れたということですね。

はい、そうです。

二五日の欄、被覆冠の s e t と書いてますね。

はい。

右のほうに50x2、保険点数の請求がされてますね。

はい。

これが暫間被覆冠ではなくて歯周治療用装置ですね。

そうです。

このケースでは、メタルコアの印象採得がされ、そのセットも行われた後で歯周治療用装置の装着をし、請求してる、こういうケースとっていいですか。

そのとおりです。

つまり、なぜそれが分かるかというと、二二ページの部位を見てください。メタルコアの i m p の歯のところ、部位が5,6と書いてあって、これ左下5,6ですか。

はい。

一八日の欄で、メタルコア s e t、これも左下の5,6ですね。

はい。

被覆冠 s e t、これも左下の5,6ですね。

はい。

同じ歯ですね。

はい、そうです。

(以上 渡部恵子)

盛岡地方裁判所

裁判所速記官 渡部恵子

裁判所速記官 三田和敏

裁判所速記官 藤澤典子